平成２３年（フ）第１４３号
北海道小樽市塩谷４丁目96番地
債務者　大坪裕記子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１３７号
青森県八戸市大字上徒士町16番地　コーポ根城203号、前住所青森県八戸市大字石手洗字油久保３番地１
債務者　北川　利夫
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
秋田県山本郡三種町鹿渡字八幡越94番地12
債務者　飯塚八千代
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第６３号
秋田県大館市釈迦内字獅子ヶ森１番地　市営住宅117号、前住所青森県弘前市大字清原４丁目７番地６　ハイツ清原101号
債務者　伊多波憲一
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４０号
千葉県南房総市竹内105番地10
債務者　池田由利子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２６５号
金沢市泉が丘２丁目５番34号　セーヌビレッジウイング金沢Ⅱ403号、従前の住所金沢市寺町２丁目１番１号、従前々の住所福井市和田東１丁目1803番地
債務者　上田　將雄
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３７４号
石川県石川郡野々市町本町５丁目６番47号
債務者　杉山　広美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１６０号
三重県四日市市日永東３丁目16番11号
債務者　小川　幸治
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
三重県三重郡菰野町大字榊937番地２、前住所三重県三重郡菰野町大字小島417番地75
債務者　森川真知子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
三重県三重郡川越町大字豊田337番地１
債務者　久米　純子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
三重県四日市市三重４丁目８番地
債務者　竹村　武始
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
三重県四日市市三重４丁目８番地
債務者　竹村　英子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
三重県桑名市筒尾６丁目10番地11　コスモ筒尾寮113号
債務者　田中　修二
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
三重県四日市市松本２丁目３番15号
債務者　合田　義一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
三重県四日市市西伊倉町11番６号
債務者　大森　範夫
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
三重県四日市市小古曽２丁目４番12号
債務者　宮川真貴子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
三重県四日市市山手町3343番地　ニューシティサンビーム１Ｂ
債務者　齋藤　友美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係